イ　一、〇〇〇MHz以上一二、七五GHz未満（一、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値	
ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値	

第二十四条第四項に次の一号を加える。

四　直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
陸上移動局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
基地局	ア　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満（八五〇MHz以上九〇〇MHz以下を除く。）	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ　一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz以下（二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下を除く。）	任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値
	ウ　二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一MHz幅で（一）五二デシベル以下の値

第二十四条第十項中「基地局」の下に「（五・七七〇GHzを超え五・八一〇GHz以下の周波数の電波を使用し、狭域通信システムの陸上移動局と通信を行うために開設された基地局をいう。以下同じ。）」を加え、同条第十五項を次のように改める。

15　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別（無線設備が、応答のための装置（無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。）から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。）用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一　九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値
七一〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五八デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五八デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五八デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え一、二一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四八デシベル以下の値
一、二一五MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

二　九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の受信装置

周波数帯	副次的に発する電波の限度
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
七一〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値